

明石市環境レポート「年次報告書」について

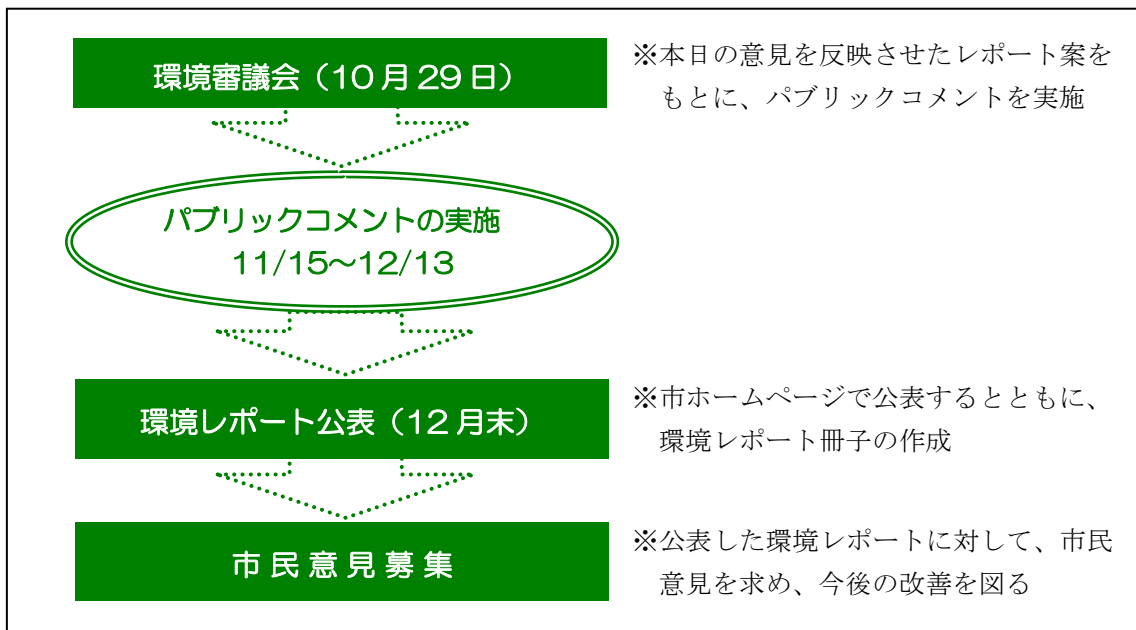
明石市環境レポートは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第 18 条に基づき作成するもので、基本施策の実施状況についてまとめたものです。

公表にあたっては、パブリックコメントを実施するとともに、環境審議会からの意見も踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対しても、市民等から意見を求め、さらなる施策の推進・改善を図ることとしています。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例 抜粋
(年次報告書)

第 18 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。
2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境レポート公表までのスケジュール)



昨年度からの主な変更点

- ①環境美化への取り組みを新たに追加
- ②低炭素社会・自然共生社会・環型社会・安心安全社会の実現に向けた取り組み、及び環境美化への取り組みについて、「課題と今後の方向性」を追加